

# 予算決算審査委員会 総務産業分科会報告書

平成27年8月17日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

総務産業分科会  
主査 田 原 隆 雄

平成27年8月17日に分科会を開催し、次の議案を審査したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	備 考
議案第90号 平成27年度備前市一般会計補正予算（第3号） における総務産業分科会所管部分の審査	—
報告第21号 専決処分（専決第2号 平成27年度備前市一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて における総務産業分科会所管部分の審査	—



《 分科会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告第21号の審査	2
議案第90号の審査	3
閉会	7



# 予算決算審査委員会 総務産業分科会記録

招集日時	平成27年8月17日（月）	総務産業委員会閉会后		
開議・閉議	午後1時53分	開会　～	午後2時20分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第4回臨時会）の開催		
出席委員	主査	田原隆雄	副主査	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷　繁		西上徳一
欠席委員	山本　成			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
	参考人	なし		
説明員	総合政策部長	藤原一徳	企画課長	佐藤行弘
	財政課長	河井健治		
	まちづくり部長	高橋昌弘	まち産業課長	丸尾勇司
	まち創生課長	坂本基道	まち整備課長	平田惣己治
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	山台智子
傍聴者	議員	橋本逸夫	守井秀龍	立川　茂
		石原和人	森本洋子	星野和也
	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	NHK
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

## 午後1時53分 開会

○**田原主査** 出席者は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算審査委員会総務産業分科会を開会します。

\*\*\*\*\* 報告第21号の審査 \*\*\*\*\*

審査の進め方は、まず専決第2号、補正予算（第2号）から始めたいと思います。

本件は、災害復旧の件が主なものですので、全体で進めたいと思います。

歳入歳出あわせて質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

○**山本（恒）委員** この災害ですが、区会というか、全然物を言う人がおらんようなところで、そんな林道とか河川とか誰も知らなかったということでしたら、後日言うていったらこの予算には入ってなくてもしてもらえるんですか。

○**平田まち整備課長** 災害復旧については、実際に被災をした後で我々も市内全域に調査に回り、また地元のほうからもいろいろ情報提供していただいて、それを整理した上で実際に復旧をする箇所というものを調整して行って、予算計上させていただくということになります。やはりそれが短期間の中である程度そういうことを進めていく必要があるのですが、中にはどうしても漏れてしまうと、発見がおくれてしまうといったようなものもござります。そうしたものについては、当面その災害の復旧事業ではもうどうしても間に合わないということになってしまいますので、それ以降、次の災害があればそこで予算を確保するなり、また今後別のこととして対応を考える必要があろうかと思えます。

○**山本（恒）委員** ほんなら、極端に言うたら私のところ言うたらようねんじゃろうけど、土のうを100なら100、そねえなところやこうはみんな出て、四、五十人出とるから絶対、評価というか、査定とかしてもらえたらあな。

○**平田まち整備課長** こちらなりに地元のほうからお話があった部分については一件一件現場も確認をして精査していますので、今言われたような箇所であれば恐らく把握はしていると思いますが、また後ほど個別に具体的なこととお話しただけたらと思えます。

○**山本（恒）委員** 隣の麻宇那なんか、ここで新しい役員になっとんじゃけど、物の言うていくところが割とわかりにくいようなので、ぐずぐず言う話をよう聞くんです。それで、この間、見に行ったら、ああというような感じで、見に来え言うから行くんですけど、そねえな目の届かないところがまた後で来年度も再来年度もその折に組み込んでいただくことでええんですか。

○**平田まち整備課長** そうですね。おっしゃるとおり積み残したものについては後になっても情報提供いただければ、こちらで現場を確認して、後の対応についてはまた検討させていただきたいと思えます。

○**山本（恒）委員** 課長が農林へおった時分にうちの池が切れて1年半ほどで直していただいたけど、そのすぐ後にまだ農林におられる時分に、もうあれから10年ぐれえ来るんじゃ。そねえなんもまた来年災害があったらというようなことになるんでしょうけど。割と忘れられるからな、ここで土がずったやつはすつと埋めてもらえるけど、言うてなかったら。

○平田まち整備課長 積み残しの部分があるということについては、しっかり頭の中へ置いておきたいと思います。

○田原主査 ほかにございませんか。

○尾川委員 10、11ページ、財政調整基金の繰入金の3,000万円、それについての考え方を教えてもらいたい。

○河井財政課長 このたびの財政調整基金繰入金の3,000万円についてですが、全体事業費から予備費等までを勘案して、不足する額を財政調整基金から繰り入れさせていただいています。財政調整基金繰入金をしない場合には、予備費が底をつくという状態になり、緊急事態には対応できなくなりますので、緊急的措置として財政調整基金から財源を繰り入れさせていただいています。

○尾川委員 ですから、財政調整基金をこういうときにやはり準備しておくというのがあるわけです。当初予算でかなり取り崩したということを言われるわけです。だから、こんなことがあるから、財政当局がしっかりチェックして、何のために、それを念に入れてもろうて、しっかり運用してもらいたいと思います。3,000万円というてもトータルで何ぼだったか詳しい計算してないですが、取り崩しているということがやむを得んと思いますが、当初予算の取り崩しをしているわけです。やはりそのあたり筋を通してやってほしいというのがこちらの願いです。

○河井財政課長 御指摘の件は十分注意して、財政調整基金の安定的な確保と運営に努めてまいります。

○田原主査 ほかに全般でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告第21号の議論は終わりまして、議案第90号に入ります。

\*\*\*\*\* 議案第90号の審査 \*\*\*\*\*

教育費を除いて、ほぼ全体が当分科会の所管でありますので、ページを追って順次歳入から入りたいと思います。

まず、4ページをごらんください。

使用料及び手数料、寄附金について質疑がありましたらどうぞ。

○山本（恒）委員 この寄附の内訳ですか、県内か市内、今内訳はわかるんじゃないだろう。誰が何ぼというのは。

○佐藤企画課長 7月末現在で備前市民の方が寄附してくださったのが13件で、金額で199万2,496円となっています。寄附全体に対する割合は、件数、金額とも0.2%となっています。

○山本（恒）委員 あと県内と県外は。

○佐藤企画課長 備前市外の方々です。

○山本（恒）委員 でええ簡単な説明じゃな。

○田原主査 せっかくですから、件数と合計金額を教えてください。

○佐藤企画課長 件数から、差し引きいたしますので、しばらくお待ちください。

○田原主査 全体でもいいよ。

○佐藤企画課長 全体が5, 349件、うち13件が市民です。金額にすると、全体で5億206万5, 508円です。

○田原主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、歳出に入ります。

歳出、総務費。

○川崎副主査 11ページの施設整備、駐車場900万円ですが、閉会中の委員会ではあの場所は旧幼稚園跡地の運動場と、そのすぐ運動場の西側でしたか、あの図面では、プレハブの事務所をつくるというような何か出たような、そういうものがきょうの議案審査の中ではこども園の3階かどっかに空き教室があるので、そこを使うというような話でした。

どうも立派なこども園という子供たちを育てる教育施設に、スクールバスは少し関係がありますが、直接その施設と関係ない事務所に正門を通過して2階、3階に上がっていくと。事務に携わる方と、またダイヤの関係で連絡、打ち合わせ、休憩はどうするのかよく知りませんが、そういう方々がこども園の正門かどこかを通過して3階まで上がっていくというのはどう考えても不自然というか、保安上も出入りがあると、施設に関係ない方は園長の許可を下さいというふうな、大体今防犯上の問題もあるのにもかかわらず、そこを堂々と自由に出入り、バッジかたすきでもかけて出入りするのかどうか知りませんが、不自然で、何も駐車場とそういった事務管理するところがある意味ではひつついてなくてもいいのであれば、もっと適切な場所、ないのであればやはり当初の予定どおりプレハブの事務所を建てるというのが筋ではないかと。

我々はそういう方向だからこそあの場所も仕方ないと、あそこを容認の前提のような議論をしたような気がするわけです。それが少し崩れたということになれば、駐車場合めて再検討の余地が十分にあるのではないかと私は現時点では思います。どんなんでしょうか、その辺。

○坂本まち創生課長 川崎委員のおっしゃるとおり、問題はあります。そういうことで、ほかに事務所を用意するとしても2キロ以内というのがあり、事務所と車庫が2キロ以内。その中におさめなければいけないというのがあります。そういった中で部長が答弁したように、期間の許す限り、新しい候補地を考えていきたいというふうに思っています。

認定こども園の入り口については、非常階段を使って上がっていくと、事務所に利用しようという考えも持って、今回は予定していました。プレハブについては、予算もかなりかかることですので、暫定的という意味であの場所をお願いしたわけでした、最終的には違う場所でやりたいという思いでいます。

○川崎副主査 非常階段にしても、その非常階段へ行くまでに正門か裏門かよくわかりませんが、そこを自由に事務職及び何らかのトラブルか連絡係として、運転手の方が出入りするというのはやはり未来を担う小さな子供たちを責任持って管理している園長からすれば、目的外に施設



を使うというのは、もう全く敷地が別で別の建物なら同じ敷地でも何か塀をすとかでできるけど、どう考えてもあの形状のところは正門なりを通らないと行けないような形になっていると。

初めてのこども園ということで我々も何度か現地視察に行きましたから、そういうことが許されるというか、こども園のほうからのいろんな条例上、そういうことは許されるわけですか。違反になるというのか、そういうことの側面を持っているような気がします。それをもう金を節約するためというのはちょっと筋違いで、金がかかってもこういう事態だから、最小限必要なプレハブを駐車場が正式に決まるまでは簡易のプレハブで我慢してもらい、運営していただくというのが筋ではないですか。どうでしょうか。

**○坂本まち創生課長** 繰り返しますが、やはり目的外使用ということになりますので、委員の言われるようにいいことはございません。そういうことで、やはり新しい候補地を早急に決めて、そちらで整備をしたいと考えています。

**○川崎副主査** だから、正式に決まるまでプレハブなんかそうさらじゃなければ、現場には土建業者の方、結構プレハブ持っているじゃないですか。そういうものでもう半年間だけは我慢してくれということで、来年4月1日以降は正式な場所を確保し、事務所も確保するとか、幾ら暫定であったとしてもやはり神聖というか、子育て、教育施設を間借りするなどという発想というのは過去にないし、許されないと思いますが、許されるわけですか、法律的に。

**○高橋まちづくり部長** 法的な根拠はちょっと私も知らずにして、そういうことというのは非常に無責任な発言になると思いますが、基本的には西側のフェンスの部分に出入り箇所があります。通常は施錠しています。その鍵管理をきっちりしていただいて、非常階段からの通常の入りで3階まで行っていただいて、それから要所要所にテレビカメラを設置しておいて、ある程度そういう部分で不審者といいますか、そのあたりの侵入を防ぐという形のことは今想定しています。

先ほども言いましたが、私どもは決してここが一番いいと、暫定的でありながらもここがいいという認識は全く持っていません。そうした中で、当初委員会の中で図面を示した中には確かにプレハブの事務所を設置するようにしていました。初めは簡易的な工事の休憩所のようなイメージでしたが、公として設置するときにやはり基礎分に定着したものでないと建物としての認定はなかなか難しいですし、置くだけでは、非常にその辺があり法的に確認申請の手続とか、いろんな状況を考えたときに期間的な制約等もあってなかなか難しいということもあります。

と言いながらも、10月1日、もう日にちは決まっていますので、最悪、なければそこでそういう形でもしなくてはならないということで、今、二、三候補地がある中で、できればそちらのほうで進めたいということで今進めています。先ほども秘密裏にというようなことがありましたが、決してそういう思いではないですが、この分についてはまだ決定していないので、今探し求めているところがいいようにいかなければ、最悪そこにでも設けて、運行しなければならぬという思いでいます。時間の許す限りもっと適地を今準備していますので、そのあたりで御理解していただきたいと思います。

○川崎副主査 今先ほど2キロということが言われていました。あそこから2キロ以内には空き家及び雇用促進もあるじゃないですか。あれほとんどがらがらじゃないですか。ああいうところ、入れるかどうかよくわかりませんが、結構空き部屋、空き家はあるような感じがしますから、半年とか1年以内ならそういうところを臨時に家賃を払ってでも借りてでもやって、神聖なる教育の場を汚すようなというか、目的外というような。

というのが、私もう一つ勉強してないわけですが、学童保育でさえなかなか校舎の空き室を使えないと。全国には使っているところが結構あると聞いていますが、学童保育でさえプレハブを建てさせたり、何か別の公会堂でやれとかなんとかというような、学校教育とかなんとか、義務教育ほど厳しくないのかどうかわかりませんが、ほとんど関係ない人が事務所を出入りするというのが一番ネックだと思いますので、私はこども園にはもうどうしても言うたらしょうがなく認めないといけません、最大限期限内9月末までには空き家どこかに独自の事務所を設けていただくという前提で私も承認したいと思いますから、それに努力してください。それしかありません。

○高橋まちづくり部長 できる限り最大限の努力を払い、そこでないほかの候補地でできるように頑張りたいと思います。

○田原主査 今、歳出の総務費の10、11ページの地域振興費での質疑がありました。

企画費が飛んでいます。企画費についても質疑がありましたらどうぞ。

○川崎副主査 記念品ですが、2億7,000万円といえは相当金額が大きくなっているわけですが、実際これはどういう形で発注されるのでしょうか。好みがあればそれぞれその伝票というんですか、仕分けして、それぞれ取り扱っているところへ発注するという考え方でいいわけでしょうか。ちょっと確認の意味でそれだけお聞きしときます。

○佐藤企画課長 寄附をしてくださる方が返礼品としてこれを希望するという御希望があります。その御希望に沿った商品を取り扱っている協力事業所に寄附金が収納確認できた後に発注する。実際にお金が市に入ってきてというのを確認してから発注し、その協力事業所から寄附された方に発送されるという仕組みです。

○尾川委員 その記念品ですが、よくリストを見ていませんが、どういう希望が多いですか。率、大体上位3位ぐらいでちょっと参考に聞かせてください。

○佐藤企画課長 正確なデータを今持ち合わせていませんが、今覚えている範囲では電気製品が上位3位までは占めていたと思います。

○尾川委員 このふるさと納税でいつも議論になるところが、いろいろ市長の考え方とか、それから個人的な考え方と違うわけですが、私らとすれば備前市の名前を売るための、そういう電気製品で名前を売るのも一つの方法ですが、やはりふるさとの備前市を愛してくれるそういったものをあるいは新たな開発をすとか、そういったことをやはりやっていくべきではないかと。

私らはどちらかといえはふるさと納税については批判的にというか、冷静な目で見てはいるわけですが、その集計結果がどのくらい、市内の人もあったり、それから市外というても大体どのあ

たりの地域とかいろんな分析をされていると思いますが、ふるさと納税について問題提起する人もいれるわけで、だからその辺もあって新たなものを、電気製品の今はやりのものを出しますというのではなく、もっと前向きにやれるような、やってもらいたいという考えがあるわけですが、そのあたりはどのように考えられているわけ。今までどおりで、要するに人気、タブレット、電気製品、掃除機とかというようなことで、これからもいこうとしているのかという考え方を聞きたい。

○佐藤企画課長 返礼品については、できるだけ委員言われるように備前市の特産品と言えるようなものを返礼品の中に加えていきたいと思っています。それが望ましいと思いますので、そのようにしていきたいと思っていますが、なかなか加えられていないというのが現状です。

○田原主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、最終ページの12、13ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、分科会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時20分 閉会